

# SNS 利用の注意

学生担当副学長・学生委員会

2012.6.19

2011年の震災を機に、一気にツイッターやFace bookなどのSNSが普及しましたが、マナーやリスク認識が追いついておらず、看過できない事態になってきました。今はまだ大きな騒動にはなっていませんが、このまま放置しておけば、重大な事態になりかねないということで、大学としても緊急に対応を検討しています。

アクセス制限をしていない（ツイッターでいえば鍵をかけていない）アカウントは、ただの独り言のつもりでも、全世界に向かって情報を発信しているのと同じことです。ツイッターというメディアは、独り言や友達とのおしゃべりの感覚で手軽に使えるため、あまりその自覚がないかもしれませんが、私的な友達同士のおしゃべりであれば問題がないことでも、「**不特定多数に向かって発信した**」場合は、**個人情報**の漏えい、**名誉毀損**、**プライバシー侵害**、**守秘義務違反**などの点で問題になることがあります。最悪の場合は、停学・退学、内定の取り消し、解雇、法的な処罰、といった処分を受けることがありますので、十分に注意してください。実際にこうした処分を受けている事例はたくさんあります。

自分の発言が、フォロワーや身近な人にしか見られていないと思っている人が多いですが、実際は、多数の教職員の目に触れていて、すでに個人が特定されているケースも複数あります。**見られていないと思**い込んでいるのは「**あなただけ**」です。

大学は、発言に問題のある学生に対して、（犯罪行為、反社会的行為に発展すれば別ですが）即刻、停学や退学といった措置はとりません。むしろ、それを指導・教育するのが大学の役割だからです。しかし、それは、あくまで教育的配慮によるもので、問題発言が許容されているわけではありません。一方、バイト先や企業は、問題の多い学生は容赦なく切り捨てます。今、企業は学生の発言を、みなさんが想像している以上に綿密にチェックしていて、採用試験の参考にしています。

過去の発言も永遠に残っていて、遡って検索できますから（本人が削除しても、フォロワーに送られたものやリツイートされたものまで、すべてを削除することは不可能）、就職活動の間だけ注意しても意味はありません。**今の軽率な発言が、将来をつぶす可能性があることを重々認識してください。**

ツイッターのアカウントに鍵をかけるなどして、アクセスを制限していても、システムエラーや、フォロワーのミスあるいは悪意によって、意図的・無意図的に内容が漏えいされる可能性は決して低くはありません。また、犯罪や反社会的行為、訴訟など何らかの問題が発生した場合、プロバイダ責任制限法によって被害者には発信者情報を開示請求することが認められています。ネット情報は「書き捨て御免」では済まず、発信者（加害者）はIPアドレス開示を通じて特定され、被害者から損害賠償を請求されることがあります。すなわち、**ネット上に完全な匿名性やセキュリティはありません**ので、アクセスを制限していることに対して安全を過信することなく、発言には十分注意してください。

### (1) 他者の個人情報を許可なくツイートしない

個人情報とは、実名や顔写真、肩書き、所属だけでなく、行動も含まれます。個人には、こうした自己に関する情報公開をコントロールする権利（プライバシー権）があります。たとえば、「有名人を見た」「有名人が何をしていた」というツイートは、その有名人の個人情報の漏えい、プライバシーの侵害に当たります。有名人を見かけたら、つい誰かに言いたくなってしまうかもしれませんが、その人は、その場にいたこと、していたことを、公に知られたくないかもしれませんし、仕事をしていないオフのときは、私人として不特定多数に知られる権利があります。

有名人だけではなく、一般人に対しても同様です。一般人も、自分の行動パターン、生活パターン、居住地域、行動範囲などを、不特定多数に知られない権利があります。たとえば、町中で友人や先生を見かけても、あなたの気軽なツイートが、本人に迷惑をかけたり、訴えられたりすることがありますので、原則として、そのような情報をツイートしたり、写真を上げたりしてはなりません。

### (2) 他者を誹謗・中傷するツイートをしていない

実名が出ていなくても、実名が出ていなくても、関係者にはその個人や団体が識別できる形で、社会的評価を不当に貶める誹謗・中傷は、名誉毀損に該当します。たとえば、友人や教員、または大学やバイト先、就職活動先に対する一方的な不平・不満、暴言・罵詈雑言は、相手の名誉を毀損している可能性があります。また、名誉棄損にならなくても、相手がそれを不快と感じれば、精神的損害を理由とする賠償の問題になり得ます。

ときどき、感情を一方的に発散しているツイートが散見されますが、もし、相手が法的な措置をとれば、圧倒的に不利になります。ツイートする側に悪意がなく、ただの冗談や軽いツッコミのつもりであっても、相手が「社会的評価を貶められた」「精神的苦痛を受けた」と認識すればアウトです。

ハラスメントなど本当に問題がある場合は、ツイッターではなく、リアル世界の方で合法的な手段に訴えてください。

### (3) 職務上、知り得る情報をツイートしない

大学や企業など、所属する団体に対して、所属メンバーは守秘義務があります。たとえば、バイト先のシステム、顧客情報（「有名人が来店した」なども含む）などを、従業員がツイッターや Face book で公開するのは、守秘義務違反、サービス規程違反に当たります。

これまでも、有名人がホテルに泊まりに来たことを従業員がツイッターで暴露して、そのホテルの総支配人が謝罪するなど、従業員のモラルが問題になった例はたくさんあります。今、バイトの教育や契約の中に、ツイッターのことも追加されていますが、違反すれば解雇は必至ですし、バイト先に与えた損害（社会的評価や信用の失墜）は償えるものではありません。

バイト先だけでなく、大学についても同じことです。内部の関係者には、外部には公にされていないことを守秘する義務があります。教職員や学生の個人情報、学内のアルバイトで知り得た部署の情報、入試の面接委員や監督者の配置、受験生のことなど、学内の情報を漏えいすることは許されません。

### (4) モラルに違反する内容をツイートしない

モラルを逸脱した行動や発言（他者への誹謗中傷、個人情報漏えい、守秘義務違反以外に、未成年飲酒、飲酒運転、カンニングのような不正行為の公表）は、それ自体が処罰の対象となり得ますが、ネット上でも激しい批判を浴び、その結果、あなた自身の個人情報がネット上で探索され、公開されるリスクを有しています。あなたの実名、顔写真、所属はもちろんのこと、住所や電話番号、さらにはあなたの交友関係、家族の情報までが、あらゆる方面から集められ、ネット上に公開されることもあります。軽率な発言の結果として、あなたも家族も、いたずら電話や嫌がらせ、ストーカー、泥棒などに悩まされることとなります。

就職活動の際、企業はあなたに関するネット情報も、過去に遡って検索します。過去に起こしたトラブル、ツイッターや Face book での発言内容、フォロワーの質などからも、あなたという人間が判断されることとなります。どんなに採用試験で頑張っても、ネット上でトラブルを起こしていたり、マナーをわきまえていなかったりする人物は、社会人として信用されません。